

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が、平成○年○月○日付けで請求人に対してした平成○年○月○日から同年○月○日までの失業等給付基本手当（以下「基本手当」という。）を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、Aを離職した。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、安定所長に対して離職の届出及び基本手当の再開に係る申請を行い、安定所長は、これを受理した。
- 3 請求人は、平成○年○月○日、同年○月○日、同年○月○日及び同年○月○日の各失業認定日に出頭し、失業認定申告書を提出した。安定所長は、上記の各日に、請求人に対して基本手当を支給した。
- 4 安定所長は、平成○年○月○日、請求人が、基本手当の受給期間において、休業補償給付を受給している可能性を把握した。そこで、安定所長は、同月○日、労働基準監督署長に照会をしたところ、「請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間、療養のため労働することができなかった。」との回答を得た。
- 5 安定所長は、平成○年○月○日、「平成○年○月○日から同年○月○日までの期間において、請求人は、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第4条第3項所定の失業の状態になかった。」と判断し、請求人に対し当該期間に係る基本手当を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 6 本件は、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 7 請求人は、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をした

ところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が、請求人は失業の状態になかったと判断し、基本手当を支給しないとした本件処分が妥当であるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、前記第3の1 (略) のとおり主張するので、以下に検討する。

(2) 一件記録を精査すると、決定書理由に説示するとおり、請求人は、平成○年○月○日から同年○月○日までの期間(計○日間)、休業補償給付を受給しており、同期間は、「療養のため労働することができなかった」状態にあり、請求人が安定所の職業相談窓口において休業補償給付を受給していた旨を申告した同年○月○日の時点において、既に雇用保険の受給を再開できない状態にあったことが認められる。

(3) 雇用保険の基本手当は、「被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態」と認定された日について支給されるものであるから(法第4条第3項)、労働者災害補償制度における休業補償給付を受給している者について基本手当が支給されることがないのは自明である。

(4) 本件については、当初、安定所長が請求人に対して基本手当を誤って支給したものであるが、その後、当該基本手当の返還を求めることは雇用保険制度の趣旨に適合するものであるから、本件処分は妥当であるというべきである。

なお、請求人が前記第３の１（略）で主張する事由は、本件処分を取り消すべき理由とはならないものである。

３ 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。